

平成28年（行ウ）第161号，平成29年（行ウ）第43号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 松下 照幸 外72名
被告 国

準備書面（67）の要旨の陳述

2021（令和3）年4月26日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

第1 本準備書面の意味

本書面では、2020（令和2）年11月から本年3月までの新聞記事にされた本訴訟や本件原発に関する出来事と、それがどの様に本訴訟に関するのかにつき、要点をまとめて述べることに致します。

第2 本訴訟と関係する出来事

1 高浜1，2号機、美浜3号機について

(1) 昨年12月、40年を超えた美浜3号機の再稼働を巡り、同町議会が再稼働を求める請願を採択し（甲G909）、2月には戸嶋町長が再稼働に同意しました（甲G947、949）。

また、40年を超える老朽原発の高浜1，2号機についても、野瀬豊町長が再稼働への同意を表明しました（甲G938）

しかし、このように再稼働に向け地元の同意プロセスが進んでいますが、老朽原発の安全性には懸念の声が根強いほか、県が同意の前提とする使用済み核燃料の「県外」での中間貯蔵先探しも行き詰まったままになっています。

また、再稼働に賛成した高浜町議の一人が「財政の大部分を原子力が占

める町では、『同意』は賛否を論じるような話ではない。もし否定して再稼働しないなんてなったら大変なことになる」と複雑な思いを吐露し、「半世紀かけて原発から抜けられない町にしてしまった。僕らも本心では『ノー』と言いたい。でも、言えないよ」と語っています（甲G922）。

- (2) このような、40年超の原発について核燃料サイクル政策の破綻から目をそらし、「原発の運転は原則40年まで」というルールの中抜きに突き進む国の無責任ぶりが目に余ること、先行きのない政策に見切りをつける決断と実行が、国と電力会社、自治体のすべてに求められています（甲G956）。

2 人々が原発について持つ意識

- (1) 原発についての日本原子力文化財団の調査で、「徐々に廃止」「即時廃止」の回答が計6割にのぼる一方、「維持」「増加」は計1割にすぎず、原発利用そのものへの不信は強いままであることがわかります（甲G921）。
- (2) 2月、福島県民を対象にした世論調査(電話)で、原発事故の教訓を日本社会が「生かしている」は32%に止まり、57%が「生かしていない」とし、再稼働には賛成16%、反対69%だったことがわかりました(甲G967)。
- (3) 3月、中日新聞を含む全国の地方紙が連携してエネルギー政策と原発に関するアンケートを実施したところ、運転開始から40年超の稼働は控えるなど、脱原発を望む回答が82.3%に達した一方、運転延長や増設、建て替えといった「原発容認」は14.9%に止まりました。

また、原発政策について、「運転延長は控え、基数を減らしながら活用」「積極的に廃炉とし、脱原発を急ぐべきだ」「すぐにでも廃炉に」の各項目を合わせた「脱原発」の意見が82.3%に上りました。

原発に対する考え方の変化も尋ねたところ、「今も変わらず反対」が最多の44.8% 次が「賛成でも反対でもなかったが、反対に傾いている」(13.9%)。「賛成だったが、一定程度縮小しても良い」(12.3%)、「賛成だったが、今は反対だ」(10.2%)と続き、脱原発を望む層が増えてきた傾向がうかがえます(甲G979)。

3 原発及びその関係施設のトラブル、問題点等

- (1) 9月、柏崎刈羽原発で不正入室事件が起きました。経過を説明しますと、出勤日だった社員が更衣室のロッカーで自分のIDカードを見つけれず、他人のIDカードを使って中央制御室へ入って行きました。他の社員のカードを無断で使ったのです。他の社員のロッカーは無施錠でそもそも

管理が不徹底でした。カードを持った社員は出入り口で、無断使用したカードの社員の名前を偽って申告したのですが、不審に思った警備員もいたのに、そのまま通過させました。顔に見覚えのあった別の警備員が口頭で本人確認をしましたが、やはり社員はカードにある他人の名前を名乗りました。

東電が不正入室を「アシスト」したとともとれる場面までありました。関門では、カードとひもづけられた本人認証情報もチェックされるため社員は何度も認証がエラーになりました。カードの本当の持ち主は別人なのだから当然ですが、東電の担当者は上司に相談もせず、元の持ち主の認証情報を社員の情報に書き換えることを勝手に許可し、社員はシステム上も完全に別人になりすますことができたのです。また、発覚の経緯も、自分のIDカードが見当たらなかった所員が管理者に届け出ず、出勤した元の持ち主が認証情報の異変に気づき一連の行為が発覚したのです。

中央制御室は飛行機で言えば操縦席。テロリストに侵入されれば大問題になるもので、だからこそいくつもの関門を置き、厳重なセキュリティー態度をとっている、はずだったのです。

本件はこのように、東電が不正入室を「アシスト」したとともとれる場面まである極めて問題のある事件で、テロリストに侵入されれば大問題になるもので、セキュリティー意識がこんなに甘い企業に本当に原発の運転を任せていいのかと疑問が出されています（甲G951）。

- (2) 2月、東電が、福島第一原発3号機の原子炉建屋に昨年設置した地震計2基が故障していたにもかかわらず、速やかに修理などの対応をせず放置していたため、2月13日に発生した地震の揺れのデータが記録できていませんでした。また、それにも関わらず、その地震から一週間以上過ぎても故障の事実を一切説明していませんでした（甲G962）。

4 原発（及びその関連施設）が持つ問題性

- (1) 1月、東海第2原発の事故に備えた広域避難計画をめぐり、一部施設でトイレや倉庫などの「非居住スペース」を除外されず、原発の30^{キロ}圏内から避難する人を受け入れる避難所が過大に見積もられていたこと、国内原発で最多の約94万人が避難する計画は策定開始から7年も過ぎても完成していないことがわかりました（甲G933）。
- (2) 2月、全国19原発の30^{キロ}圏内で、原子力災害時に自力避難が難しい

高齢者や障害者などの「避難行動要支援者」が計約24万6000人に上ることが自治体アンケートで分かり、また支援する側の体制整備は6割が「不十分」との回答でした(甲G961)。

5 福島第一原発事故と未だ続くその被害

- (1) 12月、福島原発事故により、翻弄され続けている人々（現在も避難登録されている人）はまだ全国で約4万3千人もいます（甲G903）。
- (2) 2月、東電による賠償支払額の累計(除染費用を含む)が、今年度にも10兆円を超える見通しになったこと、このコストの多くは電気料金に転嫁されて国民が負担していることが判明しています(甲G971)。
- (3) 2月、福島第一原発の1, 2号機の共用排気筒の根元部分が、放射線量が1時間あたり10シーベルト以上と人が容易に近づけないほどで事故直後から謎でしたが、規制委の調査で配管が根元で止まっているという、思いもよらぬことが原因だったことがわかりました。これに対して東電は、「設計段階で十分な考慮がなされていたとは言えない」と認めつつ「理由は追えていない」としか答えられませんでした(甲G973)。

6 我々が持つべき意識、我々の問題点

- (1) 科学技術社会学が専門の学者が、福島原発事故後、起きてみれば明らかな不備を社会全体で見過ごしてしまったことに怖さを感じ、どうすれば見過ごさないように出来るかに関心を持ってきたが、原発の「安全神話」を生んだ日本社会の構図は変わっていないと述べています（甲G928）。
- (2) 地震学者が、東日本大地震につきこれほど大きな地震が起こるなんて考えたこともなかった、いざ地震が起きたときの被害の甚大さを鑑みれば、不確かさを含む情報でもうまく活用していく策を検討することが私たちの責務だと述べています（甲G944）。
- (3) 2月13日夜に福島県沖で発生したマグニチュード（M）7・3の地震は東日本大地震の「余震」で、約10年が経過してもその影響は続いており、政府の地震調査委員会は、少なくとも今後10年は大規模な余震が発生する状況が続くので楽観してはいけなと注意を呼びかけています（甲G948）。
- (4) あの原発事故が私たちから日常を奪い去り、多くの困難をもたらしたが、その中でも、までいに暮らしていた飯館村を一瞬で去らなければならない不条理を考えると、生きるということは手間暇かかることであり、効率のよい原発と、までいは真逆にあり、効率化に突き進んで、本当の豊かさと言える

のかと疑問が出されています(甲G974)。

- 7 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと

再生可能エネルギーについて、日本の取り組みは遅れていますが、世界のビジネスでは再エネ利用が取引条件になってきており、米IT大手アップルではすでに世界で90社以上の取引先が再エネ100%を約束しています。一方、日本政府は30年度までにめざす再エネ比率を「22%～24%」に抑え、原発の「20～22%」とほぼ同じとしています(甲G946)。

- 8 訴訟について

3月、東海第2原発の運転差し止めを周辺住人が求めた訴訟の判決で、水戸地裁は18日、原発事故が多くに住民に深刻な被害を与えかねないことなどから「他の科学技術による事故とは質的に異なる」、「原発の施設の安全対策だけでなく放射性物質が外に出してしまう場合の避難などを準備しなければならない」が「実現不可能な避難計画が整えられていると言うにはほど遠い」と指摘し、人格権侵害の危険があると判断し、原電に運転の差し止めを命じました。住民避難を理由とした差し止め判決は初めてで、原発事故の教訓が生かされた判決と評価されています(甲G980～982)。

また、この判決が不備を指摘した避難計画の実効性は他の原発でも課題になっていることに注意すべきです(甲G982)。

第3 記事全体の特徴、まとめ

- 1 今回の新聞記事の特徴

特に、今回の記事で特筆すべきものを、まず3つ紹介します。

- (1) まず一つ目は、中日新聞等の調査で、40年超の稼働は控えるなど脱原発を望む回答が82.3%に達した一方、運転延長や増設、建て替えといった「原発容認」は14.9%にとどまったこと、また、原発政策について「脱原発」の意見が82.3%に上ったことです(甲G979)。

本件のような40年超の老朽原発の稼働に反対する世論が8割以上あることをぜひ注視して頂きたい。

- (2) 三つ目は、本年3月18日に東海第二原発について水戸地裁が「実現不可能な避難計画が整えられていると言うにはほど遠い」と指摘し、人格権侵害の危険があると判断し、原電に運転の差し止めを命じたことです。同原発

の30キロ圏内約94万人が居住する被害が起きた時の大きさも重視されたと思われませんが、本件でも1400万人の水源の琵琶湖と1200年続く古都京都等を壊滅させることになることを忘れないで頂きたい。また、この避難計画の不十分さは本件原発でも訴状で主張をしていますので、ぜひ真剣に考え審理して頂きたい。

- (3) 三つ目は、柏崎刈羽原発のIDカード不正入室問題です。この事件は、東電が不正入室を「アシスト」したともとれる場面まである極めて問題のある事件で、テロリストに侵入されれば大問題になるものですが、この点、東京電力ホールディングスの小早川社長が「言い訳できない重大な事案で、コミュニケーションが不十分な企業文化が根本的な原因との」認識を示しました(甲G978)。

しかし、問題の本質は本当にコミュニケーションの不足でしょうか。そうではなく原発事故についての重大性の認識が決定的に欠けているからではないでしょうか。一瞬にして広範な国土を失われ、何十万人という人が生活や命を奪われ、放射能の恐怖の中で一生暮らさざるを得なくなり、そして半減期が何万年という子々孫々まで放射能が半永久的に残るといふ被害の重大性の認識が全く欠けているからではないでしょうか。その被害の重大さの実感がないために、この程度ならとの意識になっているのではないのでしょうか。

2 今回特に強調をしたいこと

- (1) この、被害重大さの実感が欠けているというのは一人東電職員の問題だけではなく、私達の問題でもあります。

今回の紹介した記事の中で、各界の専門家たちが、①原発の「安全神話」を生んだ日本社会の構図は変わっていないと感じていたり、②いざ地震が起きたときの被害の甚大さを鑑みれば、不確かさを含む情報でもうまく活用していく策を検討することが私たちの責務だと述べたり、③2月にM7.3の地震があったように、少なくとも今後10年は大規模な余震が発生する状況が続くので楽観してはいけない、と注意を呼びかけていたりしているのも、それに共通するものです。

- (2) その中でも、哲学者・倫理学者の戸谷洋志氏が新著「原子力の哲学」の中で、「原子力に哲学はどう向き合ったのか」で述べていることがとても重要だと思います(甲G966)。

同氏はその中で、「原爆や福島原発事故のように原子力は大きな破局をもたらすのに、人類は原子力を使い続けるうかつさがどこから来るのか」に疑

間を持ち、その解答として、著名な哲学者ギュンター・アンダーズが指摘する「想像力の欠如」ということを指摘しています。

すなわち、同氏は「私達は原爆で何十万人もが死ぬ光景を人間は容易に想像できない。巨大で危険な技術を扱っているのに、その危険性を実感できない」と述べます。あまりに被害が大きすぎると我々人間は、想像できなくなってしまうというのです。そして、原子力に向き合うには、科学技術の危険性に向き合い、破局を回避する方策を探るためにも、哲学的に検討をし、想像力を鍛えることが必要と言います。まさに、これこそ裁判官も含めた我々に今最も必要なことではないでしょうか。

最後に、戸谷氏は、「科学技術は遠い将来にまで影響を及ぼす。未来世代への責任の問題も考えていきたい」と述べています(甲G966)。裁判官には未来世代を見据えた判断をして頂きたいと思います。

以上